

令和2年5月20日

裁判所を利用される皆様へ

甲府地方裁判所

甲府家庭裁判所

お知らせ

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの感染状況については、依然として予断を許さない状況です。

裁判所は、多数の方が利用される機関ですので、山梨県内の裁判所を利用される皆様には、感染拡大防止の観点から、下記のとおりご協力をお願いします。

記

- 1 発熱、乾いた咳、味覚・嗅覚障害、強い倦怠感等の症状がある場合には、来庁する前に、担当部署に電話等で連絡してください。
なお、担当部署がわからない場合には、こちらへ→[「窓口案内」\(HPリンク\)](#)
- 2 山梨県内の裁判所を利用される場合には、法廷や調停室内等においてマスクを着用していただいて差し支えありません。
- 3 手洗いや咳エチケット、マスクの着用等の感染症対策のご協力をお願いします。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴席等の間隔を空けて着席をお願いすることがあります。また、1に記載の症状がある場合には、傍聴を控えていただくようご協力をお願いします。

業務縮小に伴いご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 今後、状況等の変化に伴い、随時、内容等が更新される場合がありますのでご了解ください。